

令和2年8月18日

第2回総会議事録

福島市農業委員会

## 福島市農業委員会第2回総会議事録

1. 日 時 令和2年8月18日(火) 午後1時30分
2. 会 場 キョウワグループ・テルサホール 3階「あぶくま」
3. 出席委員 24名
4. 出席の委員  
1番 小山 正雄      2番 佐藤 秀雄      3番 柴山 栄重  
4番 吾妻 良博      5番 加藤 良子      6番 中村 謙一  
7番 野崎 俊幸      8番 浪岡 真澄      9番 油井 妙子  
10番 渡邊 俊春    11番 大宮 篤司    12番 菅野 善晴  
13番 菱沼寿美恵    14番 渡邊 正芳    15番 尾形 寅昭  
16番 古関 恵子    17番 関 健一      18番 高橋 守保  
19番 安田 善喜    20番 黒澤喜久夫    21番 齋藤 貴裕  
22番 阿部 哲也    23番 宍戸 薫      24番 芳賀 正寿
5. 欠席の委員      なし
6. 事務局の出席者  
事務局 長      高橋 善則  
次長兼庶務係長    野田 昌宏      主 査      吾妻 香菜  
農地係 長      猪本 由美子    主 査      五十嵐 紀子

### 議案の内容

- 第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について
- 第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する処分について
- 第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について
- 第4号 福島市農用地利用集積計画の議決について

### 報告の内容

- 第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について
- 第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の受理について
- 第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理について
- 第4号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の取消願出の受理について
- 第5号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借解約等の通知について
- 第6号 地目変更登記に係る照会に対する回答(調査結果)について
- 第7号 農業者年金業務 (1) 老齢年金支給裁定について

事務局長 ご案内の時間となりましたので、宍戸 薫 会長よりごあいさつをお願いいたします。

会長 (会長から開催に先立ちあいさつ)

事務局長 それでは、福島市農業委員会会議規則第5条により、会長が議長になりますので、ここから会長に進行をお願いいたします。

議長 それでは、事務局より福島市農業委員会会議規則第4条により、本日の届出欠席委員の報告をお願いします。

農地係長 本日欠席の届出があった委員はおりませんでした。

議長 事務局より報告がありましたとおり、本日は定数24名に対し、24名の出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項及び第30条に規定する過半数に達しており、本総会は成立しておりますので、只今より第24期、第2回総会を開催いたします。

福島市農業委員会会議規則第20条に規定する議事録署名委員ですが、議長より議事録署名委員を指名させていただきます。

2番：佐藤秀雄委員、14番：渡邊正芳委員を指名いたします。

なお、本日の会議書記には事務局職員の吾妻主査を指名いたします。

福島市農業委員会会議規則第6条の規定により、会期の決定をいたします。

会期は、本日15時30分までとしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご異議ございませんので、会期は本日15時30分までと決定いたします。

議案を上程いたします。事務局、議案名の朗読を願います。

農地係長 【議案第1号から報告までを上程する。(71件)】

合計71件、令和2年8月18日提出、福島市農業委員会会長 宍戸 薫 以上です。

議長 議案第1号について事務局の説明を求めます。

農地係長 2ページをお開きください。議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分についての案件は、耕作の目的で農地の所有権移転8件、使用貸借権設定8件の計16件の許可申請で、市処分案件です。いずれの申請も別添「調査書」のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可の条件をすべて満たすものと考えます。

区域番号1番、整理番号1番及び2番までの2件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしく願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

1番 議長1番(発言を求める。)

議長 1番(発言を許可する。)

1番 整理番号1番については、譲渡人には後継者がいないことから譲受人へ所有権移転するもので、譲受人は新規でブルーベリーを中心に農業を展開する予定であり、区域協議会では許可相当と判断いたしました。整理番号2番については、譲渡人の高齢化により譲受人へ使用貸借するものであり、飼料用作物を栽培予定です。区域協議会では許可相当と判断いたしました。ご審議よろしく願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長	区域番号2番、整理番号3番及び4番までの2件、判断基準の詳細は別添「調査書」とおりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
5番	議長5番（発言を求め。）
議長	5番（発言を許可する。）
5番	整理番号3番については、譲受人が新規営農開始するために農地付きの住宅を探していたもので、現在は山形から来ておりますが、すでにこれまでの2年間、譲渡人から指導を受けながら果樹栽培を勉強しているところです。整理番号4番については、今までも振興公社を通して貸借していましたが、今般売買が成立し所有権移転するものであり、区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしくお願ひします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長	区域番号3番、整理番号5番から3ページ7番の3件、判断基準の詳細は別添「調査書」とおりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
8番	議長8番（発言を求め。）
議長	8番（発言を許可する。）
8番	整理番号3番から5番について、譲受人は米を中心に幅広く耕作しておりますが、整理番号3番については、今までは口約束で貸借していたものを正式に書面で契約するものです。整理番号4番と5番については、耕作していた方が亡くなった後、耕作できていなかった農地を譲受人が使用貸借するものであり、区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしくお願ひします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長	区域番号4番、整理番号8番から10番までの3件、判断基準の詳細は別添「調査書」とおりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
12番	議長12番（発言を求め。）
議長	12番（発言を許可する。）
12番	整理番号8番については、譲渡人は現在北海道に居住しているため、農地の近隣で耕作している譲受人が耕作利便とのことで所有権移転するものです。整理番号9番と10番については、譲受人の農地が当該農地の奥にあり耕作利便のため、経営規模拡大も兼ねて所有権移転するものであり、区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしくお願ひします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長	区域番号5番、整理番号11番から13番の3件、判断基準の詳細は別添「調査書」とお

りです。よろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

15番 議長15番（発言を求める。）

議長 15番（発言を許可する。）

15番 整理番号11番については親子関係であり、経営移譲年金再設定のためであります。整理番号12番については、譲渡人はすでに耕作しておらず、譲受人は当該農地の隣に住んでいるため、経営規模拡大のために所有権移転するものです。整理番号13番については、6月議案で空き家に付随した農地として申請があったものに対して希望があり、所有権移転するものです。農地には野菜を作るということで、区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしくお願ひします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

1番 議長1番（発言を求める。）

議長 1番（発言を許可する。）

1番 整理番号13番についてですが、譲受人は自営業となっておりますが、3条で農地を取得できるのか確認したいです。

議長 事務局（発言を求める。）

農地係長 空き家に付随した農地の指定を受けた案件で、空き家バンクに登録されておりますので、要綱に基づき、別段面積を0.01アールに設定しているため、問題ないです。

議長 その他ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号7番、整理番号14番から5ページ16番までの3件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

24番 議長24番（発言を求める。）

議長 24番（発言を許可する。）

24番 整理番号14番から16番については地続きの農地であり、譲受人は韓国料理のカフェを運営しております。以前から耕作放棄地の状態となっていたものを譲受人が耕作可能な状態にしたため、キクイモを中心に栽培予定であり、経営規模拡大ということで区域協議会では許可相当と判断いたしました。ご審議よろしくお願ひします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 それでは、簡易採決により、議案第1号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 異議なしと認め、議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について、整理番号1番から16番までの16件、原案のとおり許可と決定いたします。

次に、議案第2号について事務局の説明を求めます。

農地係長 6ページをご覧ください。議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する処分についての案件は、市街化調整区域の自己転用1件の許可申請で、市処分案件です。申請

にあつては、別添「調査書」のとおり、農地の区分からみた転用基準、また、周辺の営農条件へ支障を及ぼすおそれもなく、許可の条件を全て満たすものと考えます。

区域番号7番、整理番号1番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

24番 議長24番（発言を求める。）

議長 24番（発言を許可する。）

24番 整理番号1番について、住宅建替えに伴い進入路を設けなければならないということで、周辺営農にも支障がないことを確認しておりますので、区域協議会では許可相当と判断いたしました。ご審議よろしくお願いたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 それでは、簡易採決により、議案第2号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 異議なしと認め、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する処分について、整理番号1番の1件、原案のとおり許可と決定いたします。

次に、議案第3号について事務局の説明を求めます。

農地係長 7ページをご覧ください。議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分についての案件は、市街化調整区域農地及びその他の区域農地の第三者転用で、所有権移転1件、賃借権設定2件、使用貸借権設定3件の計5件の許可申請で、市処分案件です。

いずれの申請も別添「調査書」のとおり、農地の区分からみた転用基準、また、周辺の営農条件へ支障を及ぼすおそれもなく、許可の条件を全て満たすものと考えます。

区域番号1番、整理番号1番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

1番 議長1番（発言を求める。）

議長 1番（発言を許可する。）

1番 整理番号1番について、昨年からの台風被害等による土砂災害で発生した、災害廃棄物等の置場として一時転用するものです。終了後は農地に復元して返還することを約束しておりますので、区域協議会では許可相当と判断いたしました。ご審議よろしくお願いたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号2番、整理番号2番及び3番の2件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

5番 議長5番（発言を求める。）

議長 5番（発言を許可する。）

5番 整理番号2番については親子関係であり、車線工事の影響で住宅を移転しなければならなく

	<p>なったため、譲渡人である母の土地に譲受人である息子の農家住宅を建てて同居する予定となっております。整理番号3番については、譲受人が産業廃棄物収集運搬業者であり、産業廃棄物中間処理施設敷地へ行くまでの荒廃している農地を施設敷地として使用したいとの申請です。補足説明を事務局からお願いします。</p>
農地係長	<p>産業廃棄物処理に係る協議会で場所の選定をし計画を立てたものであり、産業廃棄物の許可申請もしています。また、産業廃棄物のリサイクルを中心とした施設のため、破碎施設や資材置場など面積が大きくなっておりませんが、問題ないと思います。</p>
5番	<p>なお、スカイパークの近くであるため、付近住民との話し合いがされているのであれば、北福島区域協議会としては問題なしと判断しました。ご審議よろしくをお願いします。</p>
農地係長	<p>議長、事務局（発言を求める。）</p>
議長	<p>事務局（発言を許可する。）</p>
農地係長	<p>整理番号3番については、飯坂町中野地区と昔から関連がある土地でありますので、飯坂区域協議会からの意見も求めたいと思いますので、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>飯坂区域協議会から、調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。</p>
12番	<p>議長12番（発言を求める。）</p>
議長	<p>12番（発言を許可する。）</p>
12番	<p>昔、スカイパークの道路が出来る前までは、飯坂町中野地区の方が吊り橋を渡って行き来していた部分であり、以前より関連している土地であったため、飯坂区域でも調査させていただきました。周辺営農へ支障もなく、山林化しているような状況でもあるため、飯坂区域協議会としても問題ないと判断しました。ご審議よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。</p>
1番	<p>議長1番（発言を求める。）</p>
議長	<p>1番（発言を許可する。）</p>
1番	<p>整理番号3番についてですが、ここで処理される物はどういう物か。また、中間処理した後はどうするのか確認したいです。</p>
事務局長	<p>議長、事務局長（発言を求める。）</p>
議長	<p>事務局長（発言を許可する。）</p>
事務局長	<p>業者から挙げられた事業計画書を見ると、がれき処理ではコンクリート、アスファルト、ガラス類と木くずに分けられ、中間処理後はリサイクル製品を生成するため、コンクリート類は再生の破碎をし、木くずについては木製のチップを作り、主に県内で販売するという事業計画となっております。</p>
議長	<p>その他ございませんか。 〔「異議なし」の声〕</p>
議長	<p>ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。</p>
農地係長	<p>区域番号7番、整理番号4番及び5番の2件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。</p>
24番	<p>議長24番（発言を求める。）</p>
議長	<p>24番（発言を許可する。）</p>
24番	<p>整理番号4番と5番について、譲受人が営農型発電設備を使用したいということでの一時転</p>

用となっております。4番については親子、5番については親族関係であります。転用期間の違いについては、4番は営農者である譲渡人が認定農業者のため10年の設定が出来ますが、5番は営農者である譲受人が新規就農者のため3年の設定となっております。営農型のため、パネルを上げてても下で営農できることから、周辺営農にも支障なく、区域協議会では許可相当と判断いたしました。ご審議よろしくお願ひします。

議長

只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長

それでは、簡易採決により、議案第3号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長

異議なしと認め、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について、整理番号1番から5番までの5件、原案のとおり許可と決定いたします。

次に、議案第4号について事務局の説明を求めます。

農地係長

8ページをご覧ください。議案第4号 福島市農用地利用集積計画の議決についての案件は、農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき、利用権設定について、福島市長より意見を求められた案件です。

福島県農業振興公社への貸付分21件、80,252.61㎡で、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。

議案書9ページ、区域番号2番、整理番号1番及び2番の2件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。

議長

調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

5番

議長5番（発言を求める。）

議長

5番（発言を許可する。）

5番

整理番号1番と2番について、いずれも大規模で農業をしている方々ですので、区域協議会では問題ないと判断しました。ご審議よろしくお願ひします。

議長

只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長

ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長

区域番号3番、整理番号3番の1件、判断基準の詳細は別添「議案書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。

議長

調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

8番

議長8番（発言を求める。）

議長

8番（発言を許可する。）

8番

整理番号3番については、以前からJAより貸借していたものであるため、区域協議会では問題ないと判断しました。ご審議よろしくお願ひします。

議長

只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長

ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長

区域番号4番、整理番号4番から10ページ8番の5件、判断基準の詳細は別添「議案書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。



議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
12番	議長12番（発言を求める。）
議長	12番（発言を許可する。）
12番	整理番号4番から7番については、JAから農地中間管理機構へ農地利用集積業務を移行したことによるものであり、いずれの方も現在きちんと耕作されている方であるため、問題ないと思います。整理番号8番については、報告第5号と関連しておりますが、借りていた方が高齢となったため、新たな方に貸すものであり、大規模に酪農経営している方でもあるため、区域協議会では問題なしと判断しました。ご審議よろしく申し上げます。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長	区域番号5番、整理番号9番から11ページ14番の7件、判断基準の詳細は別添「議案書」とおりです。よろしく願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
15番	議長15番（発言を求める。）
議長	15番（発言を許可する。）
15番	整理番号9番から14番については、JAから移行したものであり、いずれもきちんと耕作されている方ですので、区域協議会では問題なしと判断しました。ご審議よろしく申し上げます。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長	区域番号6番、整理番号15番の1件、判断基準の詳細は別添「議案書」とおりです。よろしく願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
21番	議長21番（発言を求める。）
議長	21番（発言を許可する。）
21番	整理番号15番については、利用権の設定を受ける者は勤めながら野菜を作っておりましたが、勤めを辞めたので規模拡大していきたいとのことで、区域協議会では問題なしと判断しました。ご審議よろしく申し上げます。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長	区域番号7番、整理番号16番から21番の6件、判断基準の詳細は別添「議案書」とおりです。よろしく願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
24番	議長24番（発言を求める。）
議長	24番（発言を許可する。）
24番	整理番号16番17番については、借りていた方が高齢となったため返還され、新たな方に貸すものであり、整理番号18番から21番については、JAから移行したもので、いずれ

もきちんと耕作されている方ですので、区域協議会では許可相当と判断いたしました。ご審議よろしくお願ひします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 それでは、簡易採決により、議案第4号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 異議なしと認め、議案第4号 福島市農用地利用集積計画の議決についての案件は、原案のとおり決定いたします。

次に報告を事務局よりお願ひします。

農地係長 報告は、議案書13ページ報告第1号から21ページ報告第7号になります。議案書に記載のとおりとなりますのでお読み取りください。

議長 その他、皆様からなにかございませんか。

次長 福島市農業経営改善計画認定会議の委員の変更についてご報告いたします。現委員である安田善喜委員が今月で退任され、後任に尾形寅昭松川区域協議会会長が就任されますので、ご報告させていただきます。

次に、委員の皆様にはこれから小委員会毎に集まっていただき、各区域協議会会長以外の方から委員長と委員長職務代理者を選出していただき、決定後に事務局までご報告いただきますようお願いいたします。

議長 その他、皆様からなにかございませんか。

9番 〔 せん孔細菌病に対する対策について要望あり 〕

事務局長 具体的内容についてお伺いしたいので、総会終了後お時間をいただければと思います。取り急ぎ、農政部へつなぎたいと思います。

議長 農業委員会として関係各機関へ話をして、早急に対策するよう要望し、市長への意見書へも取り込んでいきたいと思ひます。その他、皆様からなにかございませんか。

〔その他、発言なし。〕

議長 何もないようですので、これで本日の議事を全て終了いたします。

閉会のことばを大宮篤司会長職務代理よりお願ひいたします。

会長職務代理 (会長職務代理より閉会の言葉)

慎重審議ありがとうございました。

これで、第2回総会を終了いたします。

(午後2時25分)

令和2年8月18日

これは、福島市農業委員会第2回総会の議事録であることを証するため署名する。

福島市農業委員会

会 長 \_\_\_\_\_

議事録署名人2番 \_\_\_\_\_

議事録署名人14番 \_\_\_\_\_